

政府機関を招致しての全員協議会質問 (賠償・被災者支援・復興について)

2014年8月18日

日本共産党・宮川えみ子県議

宮川えみ子県議

日本共産党の宮川えみ子です。まず賠償について伺います。

国の原子力損害賠償紛争審査会の指針をもとに東電が基準を決め、国から公的支援を受けて賠償金を支払う仕組みですが、指針を逆手に取った東電の不誠実な対応に被災者の不満が噴出しています。エネルギー基本計画の策定で原発再稼働に走る国の姿勢は東電の姿勢をいっそうひどくしています。

最初に長期間帰還できない避難者に対する故郷喪失慰謝料についてですが、帰還困難区域に限定されたことによって、道路一つ隔てて700万円の故郷喪失慰謝料が出ないことになり、(被災者間に)確執が生じてコミュニティが破壊されている状態です。

地域住民の実態を考えず、放射線量で線引きをする賠償指針の見直しが必要だと思いますがいかがですか。

文部科学省 松尾浩道原子力損害賠償対策室総括次長

ご説明申し上げます。先ほどご説明申し上げたことと多少繰り返しになってしまっている点も恐縮でございますが、審査会の策定致しました指針におきましては、避難地域の解除がされる時期の見通しなど、その特性に応じまして避難指示の区域ごとに一律に支払われるべき賠償の目安を示させていただいているという性格のものでございます。昨年12月に地元からのご意見ご要望を踏まえて策定させていただきました(中間指針)第4次追補におきましては、委員ご指摘のとおり帰還困難区域の方々に対しまして、いわば故郷喪失という概念に立ちまして、長期避難に伴う精神的損害を一括賠償させていただく一方、居住制限区域および避難指示解除準備区域におきましては、引き続きお一人当たり月額10万円を目安として賠償させていただくという考え方を取らせていただいたものでございます。ただし、ここにこう書いてあるからこれだけ、ということではございません。指針におきまして同時に、明記していない損害につきましても個別具体的な事情に応じまして「相当因果関係」があれば賠償の対象となるということで便益を図らせていただいております。繰り返し東京電力に対しても趣旨に基づいて対応するよう指示・指導をさせていただいているところでございます。今後ともしっかりとこの趣旨に沿って対応して参ります。

宮川県議

去る3月、浪江町が、復興庁・福島県とともに住民意向調査を行いました。それによりますと、線量基準で線引きした、避難指示解除準備区域・居住制限区域・帰還困難区域の別に関らず、帰還意向については傾向が同じで、「戻る」18.8パーセント、「判断つかない」37.5パーセント、「帰らない」も同じで37.5パーセントという回答でした。つまり「故郷喪失」についての現実（避難指示を受けた）どの区域でも同じだという調査なんですね。

国自らの調査で町民の判断は明確に示されているわけですから、故郷喪失慰謝料を帰還困難区域だけに限定にするのはおかしいです。これは当然指針の見直しが必要だと思いますが、調査との関係ではどうですか。

松尾総括次長（文科省）

一部繰り返しになってしまっていて大変恐縮でございます。あくまでも「指針」というものは典型的に示せます損害賠償の項目、そして範囲について一律に決めることができるものについて、その目安を示しているという性格のものでございます。従いましてこの指針におきましては、避難指示区域というものに根拠をおいて、それぞれの特性に応じてその目安を示させていただいているものでございます。

だからといって、かならずその違いが最後まで存在しなければならないということではなく、個別具体的に「相当因果関係」があるということであれば、あえて申し上げれば指針以上の賠償というものは充分ありうるということでもあります。その合理的な対応を東京電力に求めてきたものでございます。なお、東電との直接賠償で解決をしないときに、原子力損害賠償紛争解決センター、ADRセンターというものが紛争の和解仲介をさせていただき仕組みを設けております。ADRにおきまして、個別具体的な内容につきまして和解仲介をさせていただきつつあるところでございます。この活用も含めましてご対応いただき、私どもといたしましてもこれを運用して参りたいと思っております。

宮川県議

富岡町も浪江町も、議会も町も、長期避難の実態に見合った町内一律賠償を行うよう強く求めております。ですからやはりこの実態にあった賠償というものを国も行うべきだと思います。あらためて求めておきます。

次に、避難指示解除後の賠償についてですけれども、東電は解除後1年で賠償を打ち切っています。帰ってみたものの、野菜やキノコなどの栽培での収入は実害・風評被害などで売れない。働くところがない。ホットスポットも残っていて、買い物も医者も近くになく何かとお金がかかるのに事故前と違って収入は見込めない、と困窮しております。

解除後1年で精神的賠償を打ち切るのではなくて、生活できる賠償を継続するように国は東電に求めるべきです。第4次追補では1年間は当面の目安と言いき、状況によっては柔軟な対応を、と言ってますが、東電は最低限でしかやりません。国は指針の見直しをするか、または何かの方法で生活が成り立つような救済をすべきです。見直しを求めますがいかがですか。

松尾総括次長（文科省）

いわゆる第4次追補におきまして、「相当期間」と呼んでおることについてのご質問だと受け止めさせていただきました。昨年12月にとりまとめました第4次追補におきまして、いわゆる「相当期間」というものにつきましては、原子力災害対策本部が決定を致しました避難指示解除の要件というものが満たされることを前提としまして、当面の目安として1年間とさせていただいたところでございます。あわせて昨年12月の4次追補におきましては、その「相当期間」経過後の賠償につきましても一定の医療・介護等が必要な方に関しては、地域の医療福祉体制等を考慮するなどの特段の事情がある場合、という概念を導入させていただきまして、そういうことがあれば「柔軟に判断することが適当」と指針上明記をさせていただいたところでございます。現在、昨年12月に策定をさせていただいた第4次追補に基づいて東京電力が住宅損害とか精神的損害とか具体的な賠償が開始しようとしております。今後「相当期間」というものについての運用も始まると思っておりますけれども、そういった中で被災者の方々の立場に沿った賠償の運用が東京電力においてなされることを期待しておりますし、先程来からの繰り返しになってしまっていて大変恐縮でございますが、私どもといたしましても東京電力によります4次追補に基づく賠償の実施状況につきまして、審査会で適時にその確認をさせていただきたいと思っております。

宮川県議

東電に期待してもだめです。昨日17日、川内村の避難区域のうち村の東部の避難指示解除準備区域の避難指示を本年10月1日に解除することが決まったということです。一方で住民の不安も大きく、その大きな理由に（避難指示解除）1年後の賠償の打ち切りがあるわけです。赤羽経済産業副大臣が「賠償や生活支援も別途考えなくてはならない」と言ってるんですよ。大臣の言うことをよく聞いて、「一旦切ってしまったから無理」ではなくて、困窮しているわけですから、関係首長も求めているわけですから、指針の見直しも含めて何らかの支援策を行うべきですがどうですか。

松尾総括次長（文科省）

いわゆる「相当期間」経過後についての対応でございますけれども、生活再建そして

復興というものは委員ご指摘のとおり、賠償だけでどうにかなるということではございません。いろんな施策を組み合わせて政府全体として対応すべきものだというふうに思っております。文部科学省は賠償の指針づくり・枠組みづくりというところに責任を持っているわけですが、賠償だけでどうにかなることはございませんので、しっかり他の省庁・関係機関と連携をさせていただいて、対応してまいりたいと思っております。

宮川県議

私は“賠償も含めていろんな施策を”と求めていますので、ぜひお願い致します。

次に、避難地域以外の県民への一律賠償について伺います。「福島民報社」が6月25日に行った県民世論調査によりますと、「普段の生活で放射線を意識しているか」の問いに「意識している」と答えた人は50パーセントにのぼっています。

避難地域以外の地区でも、ホットスポットがあり、低線量被ばくでの健康被害や心理的恐怖・差別と偏見を意識しています。農作物の実害・風評被害、漁業の未再開、観光関連も復活してない。こうした中で生活しています。若い人が避難をしてしまって戻ってこないなど孤独な老人だけの暮らしもあります。原発から60キロも離れているのに、いわき市では原発事故後3つの小中学校が廃校になったんですよ。

避難指示の有無や放射線量に被害を矮小化せず、避難地域以外の県民への一律賠償に対して、国は見直しをすべきだと思いますがどうですか。

松尾総括次長（文科省）

紛争審査会におきましては、被災された自治体の方々からのご意見・ご要望もお聞きしながら、順次指針を策定してきたところでございます。その中で類型化が可能で一律に賠償すべき損害の範囲や項目を示すことができるものにつきましては、損害賠償の目安というものを指針としてしっかり示させていただいたところでございます。避難地域以外の住民の方々につきましても、営業損害そして就労不能損害を含むいわゆる風評被害や、自主的避難等に関する損害につきましては、指針において損害賠償の目安を示させていただいておりますところでございますが、現在、東京電力におきましてその対応が具体的になされているものと私どもとしては考えております。また、このように個別具体的な事情に応じて、指針に基づいて東京電力において賠償の対応がなされているものと思っておりますけれども、適切に審査会で東京電力の賠償の実施の確認はさせていただきたいと思っております。

宮川県議

東京電力は（県民に寄り添った賠償は）やっております。実態に見合った賠償を求

めます。

次に、浪江町に対するADR和解仲介案を東電が受け入れ拒否している事態についてです。さる7月22日、日本共産党福島県委員会・県議団・地方議員団は、原発問題を中心に政府交渉を行いました。浪江町に対するADR和解仲介案を東電が受け入れ拒否していることについて国の指導を求めたところ、「個別事案での言及は避ける」という態度でした。ADRが示した最低限度の和解案すら受け入れを渋っている東電に対して国が指導しなくてどうするんですか。お聞きします。

松尾総括次長（文科省）

委員ご指摘の浪江町の集団申し立ての件についてでございますけれども、ADRセンターの和解仲介につきましては、紛争審査会がつくる指針の趣旨を踏まえまして、中立公正な立場から申し立て人の方々の個別具体的な事情に応じて、和解の仲介を行わせていただくものです。浪江町の件につきましては、6月25日に東京電力がADRセンターからの和解案につきまして、その一部を受諾し、その余は受諾できないという回答がなされたところでございます。現在引き続き和解仲介がADRセンターにおいて継続中でございます。私どもといたしましては、まだその手続きがすすめられている段階でございますので、引き続きその和解仲介をしっかりとすすめたいと思っております。現時点ではまだ結論が出ていないものでございますので、具体的な中身について触れるのは大変申し訳ございませんが、お控えさせていただきたいと思っております。

宮川県議

放射能汚染地図を見たらわかるように、浪江町は原発立地地区でないにもかかわらず、気象条件などで町全体が汚染されて、2万人近い人たちが全国各地に避難しています。だから町を挙げて集団申請になったんですね。月々の精神的賠償は自動車の自賠責保険の最低限に合わせたものです。自動車事故は時間がたてば治りますけど、原発事故は被害が拡大していきます。同じ大震災の被災県でも原発事故のあった福島県だけは自殺者が増え続けているんです。指針そのものをこの原発事故の深刻性を反映したものに見直すべきですがどうですか。お答えください。

松尾総括次長（文科省）

また繰り返しになって大変恐縮でございますけれども、浪江の案件につきましては今、文部科学省の審査会のもとにあるADRセンターにおきまして和解の仲介というものをすすめさせていただいているという段階でございます。その状況をまず見極めさせていただいてから、その後のことは必要に応じて考えてまいりたいと思っております。この点だけご理解をいただければ幸いです。

宮川県議

福島県民に寄り添ってないと思います。被害にあった県民が元の生活どころか最低限度の暮らしすら保障されない。一方で、歴代東電の幹部も関連銀行も、同じく関連企業も、儲けるだけ儲けて何ら責任を取らない。ろくに賠償しない。国も誰も責任を取らない。だから無責任な再稼動に走るのではないですか。「再稼働より事故収束・賠償せよ」の県民の声を、国も東電もしっかり聞くべきです。

次に津波・地震の被災者の住宅再建問題について質問します。住宅建設はこれから本格的に始まりますが、物価や人件費の値上がりで建設費用が急激に上昇しています。震災前の2割3割の上昇どころか4割という声もあります。被災者生活再建支援法での増額を行うべきですがどうですか。

復興庁 高橋直人福島復興局次長

資材や人件費の高騰につきましては、福島県にもありますし、岩手県・宮城県においても同様に生じておると承知しているところでございます。ご指摘の住宅の再建というところにつきましては様々な観点からの工夫といったようなところが必要というふうに考えておるところでございまして、関係省庁も含めまして、様々な観点から必要な予算も確保しながらその取り組み、住宅の再建といったようなところに取り組んでまいりたいというふうに考えるところでございます。

宮川県議

物価や人件費の値上がりで公共事業もなかなか大変で見直しが行われています。それからグループ補助金も増額しましたね。このことは物価や人件費が大きく膨らんでいることを認めたことだと思うんです。個人の復興ということにも、もっと力を入れていかないとこの福島県の状況は立ち上がるのが大変だと思います。個人の復興、一人ひとりの復興のために誠意ある態度を強く求めていきたいと思います。

次に来年度までの「集中復興期間」の延長について質問いたします。「集中復興期間」を5年で延長しないという国の姿勢は問題だと思います。ハード面では一定復興が見えるものはありますが、人間の復興は見えません。福島県では、3年5か月が過ぎても今なお12万6000人の県民が県内外に避難生活を余儀なくされている深刻な状況です。集中期間の延長は当然です。原発事故は時間がたつにつれて、被害が拡大する部分が多いです。福島県の現状をどのように見ているかお尋ねしたいと思います。

高橋次長（復興庁）

福島県に関しましては震災から3年余り、震災・原災事故から3年5ヶ月経過したと

ころでございますが、やはり原災（原発事故災害）が大きい影響を及ぼしており、ようやく除染等も進みはじめ、復興事業というものも開始されたところと認識しているところでございます。我々といたしましては、これを更に加速化し、復興を目に見えるものにしていきたいと考えておるところでございます。先ほどご指摘にございました住宅の再建も一つの大きなキーになろうと考えておるところでございます。

宮川県議

福島県はこれからが「集中期間」だと思うんですね。例えば浪江町は、除染の仮置き場が49地区のうち、まだ3地区しか決まっていないのでこれからなんです。原発事故という（被災の）特異性を見ますと、「集中期間の延長をしない」というのは非常に問題が出てくると思うんですね。予算一つとっても様々な形で、他の議員も質問しましたけれども、原発事故は国の安全神話によってこういう事態を招いたわけですから、国の加害責任があると私は思うんですね。ですから「集中期間」を延長しないというのは非常におかしいと思うんですね。原発事故への対応は本当にこれからなんですよ。（問題が）様々な形ででてくるのは。国が「集中期間」を延長しないというのは納得いかないでするのでお答えいただきたいと思います。

高橋次長（復興庁）

集中復興期間の延長につきましては、とりあえず復興期間全体で10年の中、5年を「集中」復興期間とし、その後の5年につきましてはそれまで5年間におこなった成果をしっかりと評価した上で今後そのすすめていくべき施策等について重点的にやっていくといった考え方にもとづくものがございます。福島に関しましては、（復興まで）まだまだ時間がかかるであろうということも見込まれるところがございますけれども、そういったことも踏まえまして、我々としてはしっかりと復興に取り組んでいきたい。復興施策に取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

宮川県議

賠償にしても復興期間の延長にしても、本当にいまの皆さんの答弁を聞きますと寄り添っていないと思います。根底には原発推進のために福島を切り捨てるんじゃないか、こう思っている県民の声にもっと答えてほしいと思うんですね。さっきも風化してるんじゃないかと言うんですけれども、私は“風化した”でなくて“風化させられている”感じがします。国の命令で町から住民を追い出したわけですから、あとは面倒見ないとなったらとんでもないことだと思うんです。

私は、徹底して国が責任を果たすことを求めたいと思います。終わります。

以上